

蔵理第4622号
平成12年12月27日

各財務(支)局長
沖縄総合事務局長 殿

大蔵省理財局長 中川 雅治

たばこ販売協同組合に関する事務の処理について

たばこ販売協同組合(製造たばこの卸売販売業又は小売販売業関係の中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)についての中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下「法」という。)、中小企業等協同組合法施行令(昭和33年政令第43号。以下「令」という。)及び中小企業等協同組合法施行規則(昭和30年大蔵省・厚生省・農林省・通産省・運輸省・建設省令第1号)の施行に関する事務について平成13年1月6日以降は、下記によることとされたい。

なお、この通達の施行と同時に、昭和60年4月1日付蔵理第1264号大蔵省理財局たばこ塩事業審議官通達「たばこ販売協同組合関係の事務の処理について」は、廃止する。

記

1. 経由官庁及び申請書の取扱い

- (1) 法第27条の2第1項の規定によりたばこ販売協同組合の単位組合(たばこ販売協同組合連合会以外のたばこ販売協同組合をいう。以下同じ。)の設立の認可を受けようとする者又はたばこ販売協同組合の単位組合が法第27条の2第1項の認可の申請書その他の書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合(電子情報処理組織を使用して提出される場合を除く。)において、当該設立しようとする単位組合、単位組合又は合併後存続する単位組合の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(以下「財務事務所等」という。)の管轄区域内にあるときは、当該財務事務所長又は出張所長(以下「財務事務所長等」という。)を経由して提出させるものとする。
- (2) 申請書等(電子情報処理組織を使用して提出されるものを除く。)及び添付書類は一括して袋綴にさせる。

2. 財務事務所長等への事務の委任

令第31条第1号の規定により財務局長又は福岡財務支局長に委任した権限のうち、たばこ販売協同組合の単位組合に係る次の事項を処理する権限に係る事務は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等がある場合にあつては、当該財務事務所長等（以下「管轄財務事務所長」という。）に行わせる。ただし、重要異例と認められる申請について認可又は承認に係る事務を行おうとするときは、あらかじめ当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にあつては福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に協議させるものとする。なお、これらの事項に関する申請書又は届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

- (1) 法第31条の規定による成立の届出の受理
- (2) 法第35条の2の規定による役員の変更の届出の受理
- (3) 法第48条（法第42条第8項において準用する場合を含む。）の規定による組合員による臨時総会の招集の承認
- (4) 法第51条第2項の規定による定款変更の認可
- (5) 法第62条第2項の規定による解散の届出の受理
- (6) 法第96条第5項の規定による解散命令による解散の場合における解散登記の嘱託
- (7) 法第105条の2の規定による事業報告書その他の書類の受理
- (8) 法第105条の3の規定による組合の一般的状況に関する報告の受理

3. 財務局への書類の進達等

- (1) 財務事務所長等は、上記1.により書類の提出を受けたときは、上記2.により委任を受けた事務に係る書類を除き、提出を受けた書類を管轄財務局長に進達する。
- (2) 財務事務所長等は、次に掲げる届出及びその添付書類を受理した場合は、その写しを管轄財務局長に送付する。
 - ① 法第31条の規定による成立の届出
 - ② 法第62条第2項の規定による解散の届出

4. 認可の通知

管轄財務局長が組合の設立又は合併の認可を決定した場合において、当該認可に係る申請書が財務事務所長等を経由して管轄事務局長に提出されたときは、認可書は、当該財務事務所長等を経由して申請者に交付する。

5. 認可書

- (1) 認可書の様式は、定款の変更については別紙様式1（管轄財務事務所長が発行する場合にあっては、別紙様式2）、組合の設立については別紙様式3、組合の吸収合併については別紙様式4、組合の新設合併については別紙様式5とする。
- (2) 定款の変更又は組合の設立若しくは合併の認可の場合においては、管轄財務局長又は管轄財務事務所長は、2部提出された申請書及び添付書類のうち1部は、認可書に添付して申請者に還付する。この場合においては、認可書に申請書及び添付書類を綴じ合わせ、その綴目に管轄財務局長又は管轄財務事務所長の印を押す。